

指宿市建設工事成績評定要領の運用について

指宿市建設工事成績評定要領の運用については、平成20年11月1日から運用しているところであるが、鹿児島県工事成績評定に準拠して改め、その運用にあたっては、下記の点に留意することとします。

記

- 1 指宿市建設工事成績評定要領(改訂版)については、平成29年4月1日以降に実施する中間検査及び完成検査から適用する。
- 2 工事成績評定表の運用については、別添工事成績評定表の記入要領によることとする。

(別添) 工事成績評定表の記入要領について

- 1 評定対象工事は、指宿市建設工事成績評定要領の第2条に示すとおり原則として1件の請負金額が130万円を超える工事とする。
- 2 工事成績の評定については、別記様式第1「工事成績評定表」及び別記様式第2「細目別評定採点表」の細別ごとに行うものとする。
- 3 各評定項目ごとの評定は、「別紙-1～4の考査別運用表」によるものとし、別紙「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
なお、「創意工夫」に関しては、施工計画書に記載され、又は事前に受注者から自主的に創意工夫にかかる資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し、施工等に反映されていたならば評価するものとする。
- 5 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこととする。
なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定する。
- 6 評定点は、標準点65点に各評定項目の加減点を合計し評定点とする。
- 7 評定点合計は、各評定者の評点を調整し、評定点合計とする。